

# 郡山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

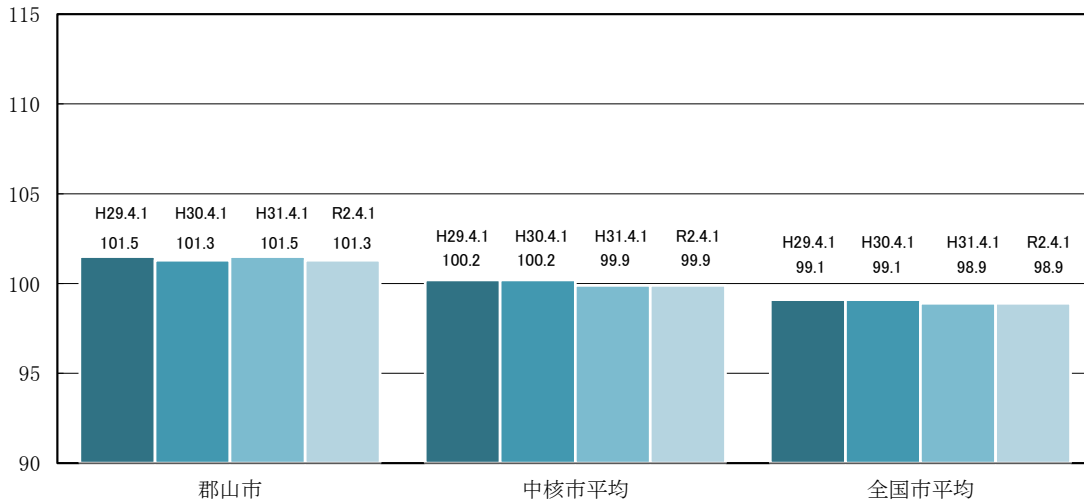
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 322,996	千円 136,047,622	千円 4,441,545	千円 15,975,512	% 11.7	% 12.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和元年度	人 1,783	千円 7,099,618	千円 1,535,579	千円 2,864,456	千円 11,499,653	千円 6,450	千円 6,444	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

#### ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超えている理由としては、本市の行政職給料表は福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の行政職俸給表(一)の俸給月額の水準を上回っていること及び平成18年度に実施した給与構造の見直しの実施時期の国との相違等が挙げられます。今後につきましても、県内の民間企業の給与の実態を反映した福島県人事委員会勧告を踏まえながら、給与水準の適正化を図ってまいります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[  実施       未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均0.7%の引下げを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間にわたり経過措置(現給保障)を実施していました。医療職給料表を除く他の給料表についても行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。  
 (平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
郡山市	43.0 歳	337,963 円	415,509 円	369,442 円
福島県	42.9 歳	328,600 円	413,076 円	360,019 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
中核市	41.8 歳	319,221 円	414,070 円	364,521 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
郡山市	54.2 歳	152 人	353,041 円	380,216 円	362,756 円	-	-	-	-
うち清掃職員	54.0 歳	18 人	355,022 円	390,173 円	366,283 円	廃棄物処理業従業員	46.2 歳	300,100 円	1.3
うち学校給食員	52.5 歳	31 人	372,890 円	389,310 円	381,726 円	調理士	47.2 歳	242,700 円	1.6
うち用務員	55.5 歳	56 人	352,059 円	384,803 円	364,253 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	1.85
うち運転手	59.0 歳	6 人	329,050 円	350,046 円	334,117 円	自家用自動車運転者	57.3 歳	208,600 円	1.68
うちその他	53.0 歳	41 人	342,015 円	367,120 円	349,009 円	-	-	-	-
福島県	56.6 歳	190 人	328,000 円	367,066 円	342,289 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	-	-	-	-
中核市	49.8 歳	215 人	329,746 円	399,082 円	362,456 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
郡山市	-	-	-
うち清掃職員	6,266,535 円	4,166,100 円	1.50
うち学校給食員	6,480,511 円	3,166,600 円	2.05
うち用務員	6,198,015 円	2,862,400 円	2.17
うち運転手	5,639,241 円	2,575,400 円	2.19
うちその他	-	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年～31年の3ヵ年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		郡山市	福島県	国
一般行政職	大学卒	193,100 円	193,100 円	182,200 円
	高校卒	158,400 円	158,400 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	167,100 円	156,300 円	— 円
	中学卒	—	147,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,243 円	365,794 円	391,285 円	402,963 円
	高校卒	233,900 円	318,850 円	349,933 円	381,500 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	350,971 円

(注) 該当する職員がない欄は、「—」としています。

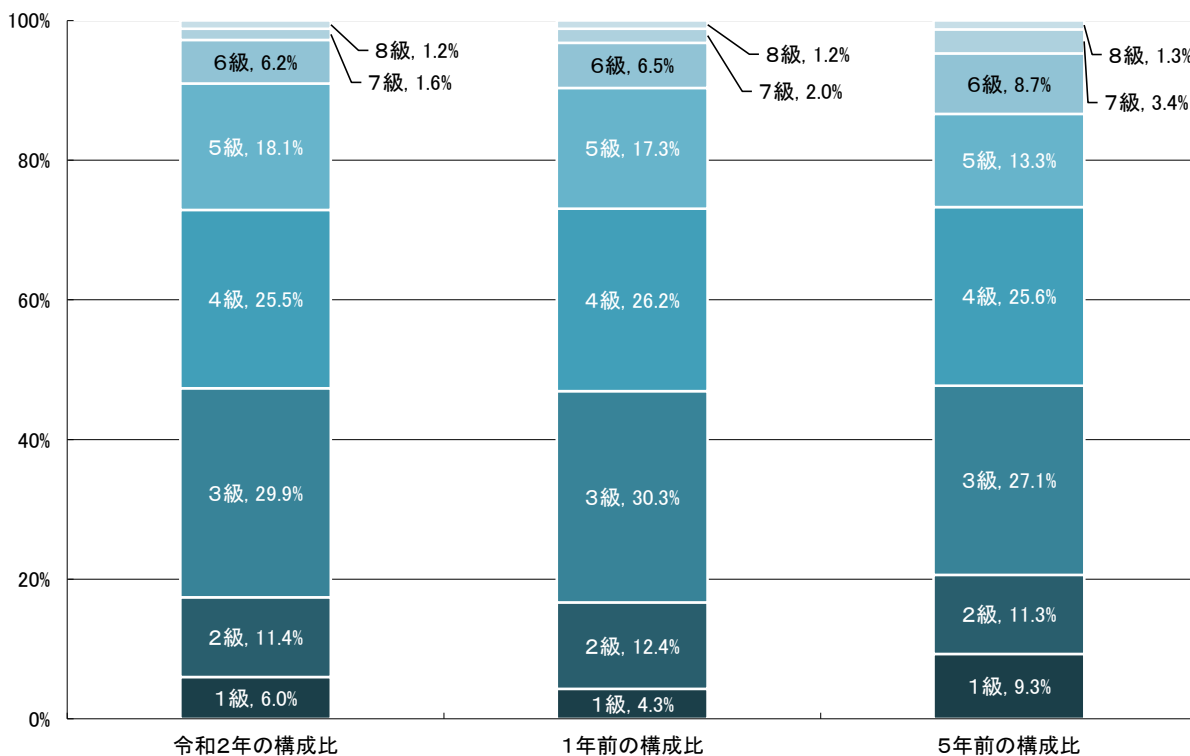
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

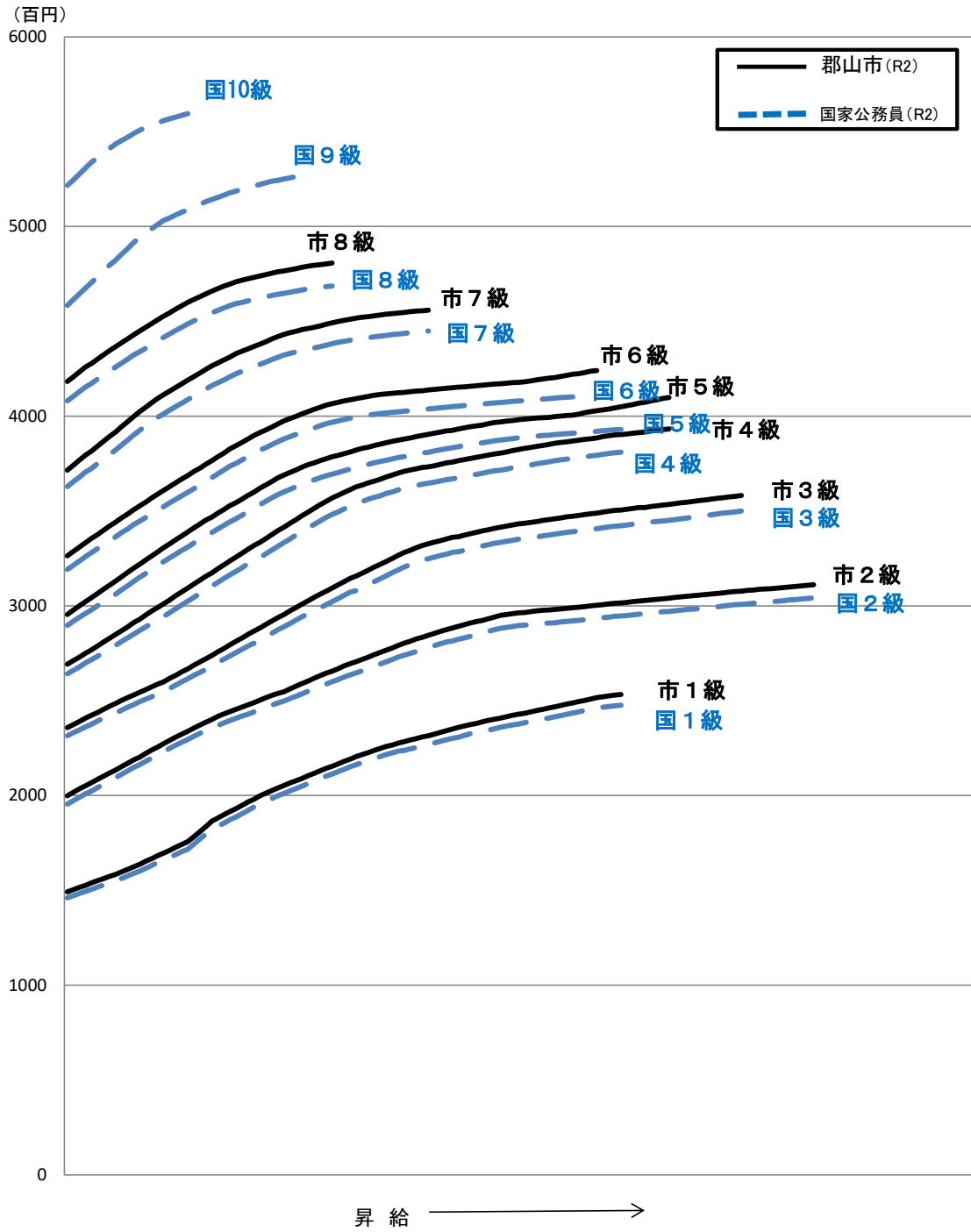
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	75 人	6.0%	149,300 円	253,300 円
2級	主事・技師	141 人	11.4%	199,900 円	311,100 円
3級	主査・技査	371 人	29.9%	235,800 円	358,200 円
4級	係長	317 人	25.5%	269,200 円	393,300 円
5級	課長補佐	225 人	18.1%	295,500 円	409,900 円
6級	課長	77 人	6.2%	326,400 円	424,100 円
7級	部次長	20 人	1.6%	371,500 円	455,900 円
8級	部長	15 人	1.2%	418,300 円	480,800 円

(注) 1 郡山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和2年4月1日)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（郡山市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

郡山市	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和元年度) 1,571千円	一人当たり平均支給額(令和元年度) 1,772千円	-
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.40)月分 (0.95)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.40)月分 (0.95)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（郡山市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

郡山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額		3,194 千円	20,718 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)				-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)				-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)		
該当地域なし	%	人	%		
	%	人	%		
	%	人	%		
	%	人	%		

(注) 支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)		22,798 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		66,273 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)		17.6 %		
手当の種類(手当数)		20 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
印刷業務従事職員の 手当	総務法務課に勤務する職員で右記業務に専ら従事した職員	印刷業務	43 千円	月額 2,000 円
税務職員及び税外収入 徴収事務従事職員の 手当	税務部に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	市税の賦課徴収事務	6,403 千円	月額 6,000 円
	国民健康保険課に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	国民健康保険税の賦課事務	214 千円	月額 2,000 円
	国保税収納課に勤務する職員(給料の特別調整額を受ける職員を除く。)	国民健康保険税の徴収事務	769 千円	月額 6,000 円
	市長が定める所属に勤務する職員で右記業務に従事した職員	庁外における市税等及び税外収入の徴収事務	63 千円	日額 250 円
	市税等及び税外収入の滞納処分に従事した職員	動産差押の滞納処分事務	0 千円	1件 300 円
医学研究業務従事職員の 手当	保健所に勤務する医師	医学調査研究業務	960 千円	月額 80,000 円
公害調査業務従事職員の 手当	環境保全センター又は保健所に勤務し右記業務に従事した職員	公害調査業務	127 千円	日額 350 円
有害薬物取扱業務従事職員の 手当	薬剤師で右記業務に従事した職員	有害薬物取扱業務	240 千円	日額 390 円
有害薬品使用業務従事職員の 手当	保健所に勤務し右記業務に従事した職員	有害なガス発生を伴う化学検査等の業務	0 千円	日額 290 円
保健訪問指導業務等 従事職員の 手当	右記業務に従事した職員	精神障害者の訪問調査及び指導等業務	25 千円	日額 340 円
	右記業務に従事した職員	結核患者の訪問指導等業務	4 千円	

感染症予防作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体が付着した物件等の処理作業の業務	13千円	日額	300円
	保健所及び食肉衛生検査所に勤務する職員で右記業務に従事した職員	病理試験又は細菌検査の業務	580千円	日額	600円
	獣医師で右記業務に従事した職員	狂犬病予防の業務	38千円	日額	800円
	右記業務に従事した職員	家畜等の伝染病防疫作業で市長が定める業務	0千円	日額	300円
	右記業務に従事した職員	野犬の捕獲業務	327千円	月額	7,500円
休日・夜間急病センター勤務職員の手当	休日・夜間急病センターに勤務する職員で夜間の看護業務に従事する職員	休日・夜間急病センターにおける変則勤務	0千円	月額	16,500円
	昼間の看護業務に従事する職員			月額	14,500円
	夜間の事務業務に従事する職員			月額	12,500円
	昼間の事務業務に従事する職員			月額	10,500円
食肉衛生検査所勤務職員の手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	食肉衛生検査所業務全般	1,041千円	月額	6,000円
	右記業務に従事した職員	と畜の解体検査業務	2,341千円	日額	1,200円
不快業務従事職員の手当	右記業務を主たる業務とする職員	ごみの搬出指導及び不法投棄の監視の業務	243千円	月額	3,000円
	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	567千円	1件	250円
	クリーンセンター及び埋立処分場に勤務する職員	ごみ処理及びごみ埋立処分の業務	2,530千円	月額	8,500円
火葬場勤務職員の手当	東山悠苑に勤務する職員	火葬の業務	285千円	月額	13,500円
危険物貯蔵施設等検査業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	し尿処理施設若しくはごみ処理施設又は産業廃棄物の検査業務	0千円	日額	300円
有機燐剤等の散布作業従事職員の手当	右記業務に従事した職員	農作物の病害虫駆除又はそ族昆虫駆除のための有機燐剤等の調合、散布及びこれらの実施指導の業務	0千円	日額	100円
特殊車両又は大型車両運転作業従事職員の手当	右記業務に従事した職員	グレーダ、ロードスウィーパー若しくはタイヤドーザ又は大型自動車の運転業務	84千円	日額	300円
道路上作業従事職員の手当	道路維持課に勤務し右記業務に従事した職員	道路の維持修繕業務	144千円	月額	3,000円
高所作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での作業又は検査業務	0千円	日額	180円
建築主事の手当	建築主事の資格を有する職員	建築主事の業務	60千円	月額	2,500円
社会福祉職員の手当	社会福祉法第15条第1項第1号若しくは第2号に掲げる職員及び市長がこれらに準ずると認めた職員並びに身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司のうち右記業務に従事した職員	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法又は知的障害者福祉法に規定する業務	5,625千円	月額	7,600円
行旅死亡人等取扱業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務	55千円	1件	5,000円
	右記業務に従事した職員	行旅病人の救護業務	0千円	1件	1,000円
用地等交渉業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	庁外において市長が定める土地の取得等交渉業務	16千円	日額	300円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	798,864千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	523千円
支給実績(平成30年度決算)	581,831千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	382千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・配偶者のない職員の場合、扶養親族の1人について、子は10,000円、父母等は9,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	-	200,541 千円	238,455円
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に支給 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額-9,000円 ・家賃20,500円を超え54,500円未満 (家賃-20,500円)×1/2+11,000円 ・家賃54,500円以上 28,000円	異なる	(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃27,000円以下 家賃額-16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	118,473 千円	276,806円
	2 配偶者等の居住する借家・借間 (1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者に支給 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者に支給 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		(支給要件) 国は月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員に支給 (支給額) ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし50,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 2,000円~37,000円 ・交通用具のうち、自転車は4,000円、原動機付自転車・自動二輪車は4,300円 ・民間駐車場を借上者には別途加算措置(駐車料金の1/2、上限5,000円)有	異なる	(支給額) ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者 2,000円~31,600円	154,537 千円	102,682円



初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員等で特殊な専門的知識を必要としかつ採用による欠員補充が困難と認められる職に一定期間支給 (支給額) 支給期間等に応じた額 医師 308,600円～49,100円 獣医師 35,000円～6,500円	異なる	(支給対象) 国は医師、医系技官等、研究員等	3,725 千円	372,525円
管理職手当(給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額)49,300円～96,500円	異なる	(支給額) 一般行政職の場合 4級5種46,300円～ 10級1種139,300円	290,999 千円	678,319円
特地勤務手当	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する勤務所への異動に伴い居所を移転した職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額にそれぞれの支給率を乗じた額 (級別区分) (支給率) 湖南地区 4%	異なる	郡山市内で該当地区なし	0 千円	0円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時～午前5時に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	0 千円	0円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,400円	異なる	一般の宿日直の場合、4,200円	194 千円	8,100円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等又は平日深夜(午前0時～5時)に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(職務の級の区分に応じて定める額)	異なる	週休日等:6,000円～10,000円(6時間を超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜:3,000円～5,000円	21,219 千円	55,839円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ	-	3,038 千円	58,416円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	-	-	1,715 千円	132円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)中核市における最高/最低額	
給料	市 長	1,057,000 円	1,180,000円/707,000円	
	副 市 長	888,000 円	974,000円/696,000円	
報酬	議 長	685,000 円	827,000/584,000円	
	副 議 長	638,000 円	748,000円/504,000円	
	議 員	600,000 円	700,000円/475,000円	
期末手当	市 長	(令和元年度支給割合)	6月期	1.675月
			12月期	1.675月
	計		3.35月	
	副 市 長	(令和元年度支給割合)	6月期	1.675月
			12月期	1.675月
計	3.35月			
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42.4/100	(1期の手当額)	(支給時期)
			21,512,064円	任期毎
			副 市 長	給料月額×在職月数×30.5/100

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

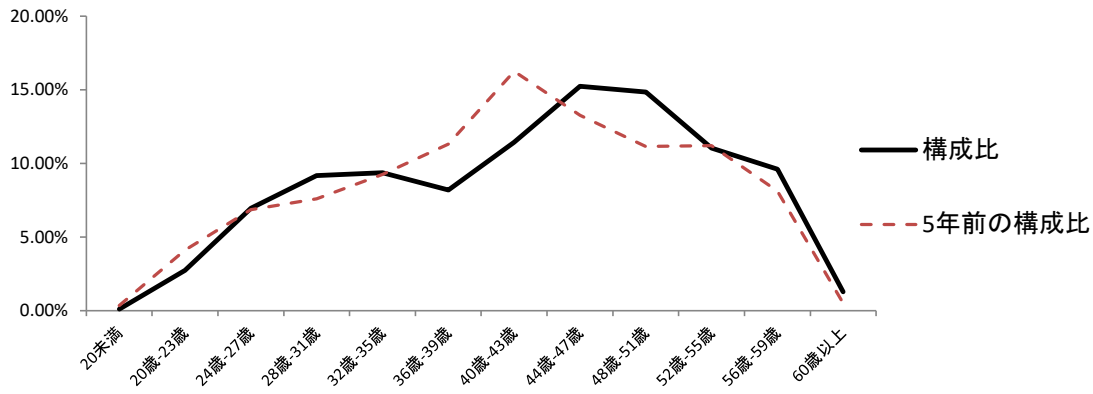
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	16	16	0	
		総 務	448	451	3	国勢調査等業務体制強化
		税 務	110	110	0	
		民 生	430	431	1	手話通訳・福祉職の増員
		衛 生	234	239	5	事業増に伴う増員
		労 働	6	6	0	
		農 林 水 産	90	93	3	事業推進に伴う増員
		商 工	27	27	0	
		土 木	221	221	0	
		計	1,582	1,594	12	<参考> 人口1万人当たりの職員数49.35人 (中核市の人口1万人当たりの職員数45.63人)
特別行政部門	教育	201	189	△ 12	調理及び学校用務の民間委託	
	小 計	1,783	1,783	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数55.20人 (中核市の人口1万人当たりの職員数63.30人)	
公営企業等 会計部門	水 道	103	101	△ 2	業務体制見直しなど	
	下 水 道	52	53	1	業務体制見直しなど	
	そ の 他	101	106	5	事業増に伴う増員	
	小 計	256	260	4		
合 計		2,039 [2,488]	2,043 [2,488]	4 [ 0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数63.25人	

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する定員管理上の職員数です。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
 3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれます。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	54人	124人	191人	210人	159人	218人	298人	323人	218人	207人	40人	2,043人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,560	1,584	1,606	1,589	1,582	1,594	34 ( 2.2 %)
教育	226	217	208	204	201	189	△ 37 ( △ 16.4 %)
警察	0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0 %)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0 %)
普通会計計	1,786	1,801	1,814	1,793	1,783	1,783	△ 3 ( △ 0.2 %)
公営企業等会計計	277	283	259	261	256	260	△ 17 ( △ 6.1 %)
総合計	2,063	2,084	2,073	2,054	2,039	2,043	△ 20 ( △ 1.0 %)

## 7 公営企業職員の状況

・上下水道事業（工業用水道事業、農業集落排水事業を含む）

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和元 年度	15,570,071	2,307,233	899,727	5.8	5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費432,506千円を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元 年度	151	636,151	126,368	262,600	1,025,119	6,789	6,165

(注) 1 職員手当には退職給付費を含んでいません。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
郡 山 市	45.6 歳	364,764 円	565,739 円
全国市町村平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

郡山市				郡山市(一般行政職・技能労務職等)			
1人当たり平均支給額(令和元年度)				1人当たり平均支給額(令和元年度)			
1,740 千円				1,571 千円			
(令和元年度支給割合)				(令和元年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.40) 月分	(0.95) 月分	(1.40) 月分	(0.95) 月分	(1.40) 月分	(0.95) 月分	(1.40) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

郡山市			郡山市(一般行政職・技能労務職等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	367 千円	21,012 千円	1人当たり平均支給額	3,194 千円	20,718 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	-			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
該当地域なし	%	人	%	
	%	人	%	

(注) 支給対象者はいません。

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績(令和元年度決算)	792 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	31,685 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	16.0 %			
手当の種類(手当数)	9 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
停水処分手当	お客様サービス課に勤務する職員	停水処分業務	0 千円	1件 250 円
滞納整理手当	お客様サービス課に勤務する職員	滞納整理業務	0 千円	日額 250 円
特殊作業手当	お客様サービス課に勤務する職員	汚水・汚物を処理して行うメーター調査業務等	0 千円	月額 1,000 円
	浄水課に勤務する職員	沈殿池等の清掃業務	0 千円	日額 250 円
	浄水課に勤務する職員	取水のための凍結氷解業務	0 千円	日額 250 円
	浄水課に勤務する職員	胴長等を着用しての除塵業務	0 千円	日額 250 円
危険手当	浄水課に勤務する職員	ポンプ場高圧電気設備のブラシ交換等業務	0 千円	日額 150 円
	水道施設課に勤務する職員	車道における仕切弁等操作業務	0 千円	日額 150 円
	浄水課に勤務する職員	毒物及び劇物を使用しての水質検査業務	187 千円	日額 150 円
出勤手当	水道施設課に勤務する職員	帰宅後出勤を命ぜられたときの管洗浄等業務	34 千円	日額 250 円
用地交渉手当	水道施設課に勤務する職員	土地取得のための契約交渉業務	0 千円	日額 250 円
不快業務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	0 千円	1件 250 円
	お客様サービス課に勤務する職員	浄化槽の立入検査業務	5 千円	日額 290 円
	右記業務に従事した職員	下水道の清掃業務	39 千円	月額 5,000 円
	お客様サービス課に勤務する職員	水洗便所取付検査業務	105 千円	1件 50 円

下水道管理センター及び湖南浄化センター勤務職員の手当	下水道管理センター及び湖南浄化センターに勤務する職員で技術職員(所長を除く)	下水道の浄化処理業務	302 千円	月額 6,000 円
	その他の職員		120 千円	月額 5,000 円
深所作業等従事職員の手当	右記業務に従事した職員	水面下4メートル以上の箇所での作業又は検査の業務・地表下4メートル以上の箇所で防毒マスク等を使用して行う作業又は検査の業務	0 千円	日額 180 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	52,294 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	447 千円
支給実績(平成30年度決算)	32,729 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	269 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	24,801千円	318,957円
住居手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	10,300千円	312,100円
通勤手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	10,455千円	82,319円
管理職手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	26,631千円	700,793円
夜間勤務手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	一般行政職制度に同じ	同じ	-	- 千円	- 円